

(案)

第 12 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画

平成 2 9 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

滋 賀 県

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	5
(1)	方針	5
(2)	特別保護地区の指定計画	7
(3)	特別保護地区の指定計画	8
3	休猟区の指定	8
(1)	方針	8
(2)	休猟区の指定計画	8
(3)	特例休猟区の指定計画	8
4	鳥獣保護区の整備等	9
(1)	方針	9
(2)	整備計画	9
第三	鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項	10
1	鳥獣の人工増殖	10
(1)	方針	10
(2)	人工増殖計画	10
2	放鳥獣等	10
(1)	方針	10
(2)	放鳥計画および種鳥の入手計画	10
(3)	放獣計画	10
第四	鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1	鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定にあたっての共通事項	11
(1)	許可しない場合の基本的考え方	11
(2)	許可にあたっての条件の考え方	11
(3)	わなの使用にあたっての許可基準	11

(4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る許可の考え方.....	1 2
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかる捕獲許可の考え方.....	1 2
2 目的別の捕獲許可の基準.....	1 2
2-1 学術研究を目的とする場合.....	1 2
(1) 学術研究	1 2
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	1 4
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合.....	1 4
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的.....	1 4
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的.....	1 5
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的.....	1 5
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合.....	1 6
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的.....	1 6
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的.....	1 8
2-4 その他特別の事由の場合.....	2 5
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的.....	2 6
(2) 愛玩のための飼養の目的.....	2 6
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的.....	2 6
(4) 鵜飼漁業への利用の目的.....	2 7
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的.....	2 7
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的.....	2 8
3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	2 8
3-1 捕獲許可した者への指導.....	2 8
(1) 捕獲物または採取物の処理等.....	2 8
(2) 従事者の指揮監督	2 8
(3) 危険の予防	2 8
(4) 錯誤捕獲の防止	2 9
3-2 許可権限の市町長への委譲.....	2 9
3-3 鳥類の飼養登録	2 9
3-4 販売禁止鳥獣等	2 9

(1) 許可の考え方	29
(2) 許可の条件	30
3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項.....	30
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項.....	31
1 特定猟具使用禁止区域	31
(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区.....	31
(2) 静穏を保持するための地区.....	31
(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区.....	31
(4) 特定猟具使用禁止区域指定計画.....	31
(5) 特定猟具使用禁止区域指定内訳.....	32
2 特定猟具使用制限区域	34
3 猟区	35
4 指定猟法禁止区域	35
(1) 指定の考え方	35
(2) 許可の考え方	35
(3) 条件の考え方	35
第六 特定計画の作成に関する事項.....	36
1 計画作成の目的	36
2 対象鳥獣の単位	36
(1) 第一種特定鳥獣保護計画.....	36
(2) 第二種特定鳥獣管理計画.....	36
3 関係都道府県との連携に関する考え方.....	36
4 計画策定年度等	37
(1) 第一種特定鳥獣保護計画.....	37
(2) 第二種特定鳥獣管理計画.....	37
5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	38
6 実施計画の作成に関する考え方.....	38
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	39
1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	39

(1) 鳥獣生息分布調査	39
(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査.....	39
(3) 狩猟鳥獣生息調査	40
2 法に基づく諸制度の運用状況調査.....	40
(1) 鳥獣保護区等の指定および管理状況に関する調査.....	40
(2) 捕獲等情報収集調査	40
(3) 制度運用の概況情報	40
3 新たな技術の研究開発等.....	41
(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発.....	41
(2) 被害防除対策に係る技術開発.....	41
(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発.....	41
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	42
1 鳥獣行政担当職員	42
(1) 基本的な考え方	42
(2) 設置計画	42
(3) 研修計画	42
2 鳥獣保護管理員	43
(1) 鳥獣保護管理員の活動について.....	43
(2) 鳥獣保護管理員の任命について.....	43
(3) 鳥獣保護管理員の総数について.....	43
(4) 設置計画	43
(5) 年間活動計画	43
(6) 研修計画	44
3 保護および管理の担い手の育成および配置.....	44
(1) 人材の育成および配置.....	44
(2) 研修計画	45
(3) 狩猟者の数の確保	45
4 鳥獣保護管理センター等の設置.....	45
5 取締り	45

(1) 基本的な考え方	4 5
(2) 年間計画	4 5
6 必要な財源の確保	4 6
第九 その他	4 7
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	4 7
2 狩猟の適正管理	4 7
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応.....	4 7
(1) 基本的な考え方	4 7
(2) 対象鳥獣種等の考え方.....	4 8
(3) 傷病鳥獣救護の体制について.....	4 8
(4) 鳥インフルエンザ流行時の傷病鳥獣救護について.....	4 9
4 感染症対策	4 9
5 感染症への対応	5 0
(1) 高病原性鳥インフルエンザ.....	5 0
(2) その他感染症	5 0
6 普及啓発	5 0
(1) 鳥獣の保護および管理についての普及等.....	5 0
(2) 安易な餌付けの防止	5 1
(3) 野鳥の森等の整備	5 2
(4) 愛鳥モデル校の指定	5 2
(5) 法令の普及の徹底	5 3

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、中央に県土の1/6を占める琵琶湖があり、周囲は豊かな実りをもたらす平野と、緑深い山々に囲まれた豊かな自然に恵まれた地域で、様々な野生鳥獣が生息している。

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であることから、これまで自然公園法（昭和32年法律第161号）や滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）により保全されている地域等、鳥獣の保護上重要な地域を始め必要な地域については、鳥獣保護区の指定を推進してきた。このため、県指定鳥獣保護区指定状況は、平成28年度末現在45箇所、99,692haで、県土に占める割合は約25%と都道府県の指定する鳥獣保護区の率としては、全国1位を示している。特に、我が国最大の湖で平成5年にラムサール条約登録湿地となった琵琶湖は、水鳥の集団渡来地として世界的に重要な湿地である。これにより、各地で探鳥会や自然観察会が開かれるなど、鳥獣保護に対する県民意識の高揚に大きな効果をもたらし、鳥獣の生息・繁殖環境の維持が図られてきた。

このように県民の鳥獣保護に対する意識は高まってきている一方で、農林水産業者を中心に鳥獣による被害の増大を主張する意見も根強い。このため、鳥獣保護区の新規の指定については、鳥獣の生息状況、生息環境を十分に配慮しつつ、真に鳥獣の保護となることを基本に、利害関係者との意見の調整を図りながら指定していくものとする。

また、期間満了となる既指定の鳥獣保護区については、農林水産業等の被害状況を考慮しつつ、指定目的が失われていないものは原則として期間更新するものとする。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

(指定期間)

鳥獣の生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則として20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況に応じて適切な期間を設定する。

(指定地域)

1) 鳥獣の生息状況、生息環境に適した地域について指定する。

- 2) 自然公園法等の制度によってまとまった面積が保護されている地域について指定する。
- 3) 自然とのふれあいの場、鳥獣の観察、保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域について指定する。
- 4) 鳥獣の移動経路を確保し遺伝的多様性を維持するため、鳥獣保護区等が県内で連続的に配置されるよう配慮して指定する。

イ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定することとし、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

なお、指定に当たっては森林面積のおおむね10,000ha ごとに1箇所を選定し、面積は300ha 以上になるように努めてきたところであるが、今後は必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定または存続期間の更新等を検討する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定することとし、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼等のうち必要な地域について指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類およびコウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該当地がない。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号。以下「共生条例」という。）に基づく希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づく生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該当地がない。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域が今後確認され、指定の必要が生じた場合に指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地およびその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保もしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、または自然とのふれあいもしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域に指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所		22	箇所						0						0
	面積		15,942	変動面積	ha					0	ha					0
大規模生息地	箇所		1	箇所						0						0
	面積		5,405	変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇所		2	箇所						0						0
	面積		72,856	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0						0
	面積		1,558	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇所		19	箇所						0						0
	面積		3,931	変動面積	ha					0	ha					0
計	箇所		45	箇所						0						0
	面積		99,692	変動面積	ha					0	ha					0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の 増減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)		
					0						0	0	23
ha					0	ha					0	0	16,385
					0						0	0	1
ha					0	ha					0	0	5,405
					0						0	0	2
ha					0	ha					0	0	72,856
					0						0	0	1
ha					0	ha					0	0	1,558
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	19
ha					0	ha					0	0	3,931
					0						0	0	45
ha					0	ha					0	0	99,692

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成29年度	身近な鳥獣生息地	湖 南 市 吉 永 鳥獣保護区	期間更新	ha 132	ha	Ha 132	29年11月 1日から 39年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	甲 賀 鳥獣保護区	期間更新	770		770	29年11月 1日から 39年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	安 養 寺 山 鳥獣保護区	期間更新	96		96	29年11月 1日から 39年10月31日まで		
計		3箇所		998		998			
平成30年度	身近な鳥獣生息地	長 浜 市 横 山 鳥獣保護区	期間更新	443		443	30年11月 1日から 40年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	新 旭 町 菅 沼 鳥獣保護区	期間更新	33		33	30年11月 1日から 40年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	湖 南 市 雨 山 鳥獣保護区	期間更新	120		120	30年11月 1日から 40年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	余 呉 町 鳥獣保護区	期間更新	954		954	30年11月 1日から 40年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	伊 吹 山 北 部 鳥獣保護区	期間更新	435		435	30年11月 1日から 40年10月31日まで		
計		5箇所		1, 985		1, 985			
平成31年度	森林鳥獣生息地	伊 香 立 鳥獣保護区	期間更新	485		485	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	森 林 鳥 獣 生 息 地	希 望 が 丘 鳥獣保護区	期間更新	1, 106		1, 106	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	湖 南 市 三 雲 鳥 獣 保 護 区	期間更新	250		250	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	布 引 山 鳥獣保護区	期間更新	1, 145		1, 145	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	思 い 出 の 森 鳥 獣 保 護 区	期間更新	328		328	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	三 上 山 鳥獣保護区	期間更新	222		222	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	御 池 岳 鳥獣保護区	期間更新	1, 663		1, 663	31年11月 1日から 41年10月31日まで		

計		7箇所		5, 199		5, 199			
平成32年度	森林鳥獣 生息地	沓掛 鳥獣保護区	期間更新	340		340	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	鹿ヶ瀬・黒谷 鳥獣保護区	期間更新	262		262	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
	大規模 生息地	鈴鹿国定公園 鳥獣保護区	期間更新	5, 405		5, 405	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	青土ダム 鳥獣保護区	期間更新	106		106	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
計		4箇所		6, 113		6, 113			
平成33年度	森林鳥獣 生息地	浅井 鳥獣保護区	期 間 更 新	1, 682		1, 682	33年11月 1日から 43年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	新旭町 鳥獣保護区	期 間 更 新	105		105	33年11月 1日から 43年10月31日まで		
	集団 渡来地	琵琶湖 鳥獣保護区	期 間 更 新	72, 266		72, 266	33年11月 1日から 43年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	綿向岳 鳥獣保護区	期 間 更 新	355		355	33年11月15日から 43年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	鎌掛 鳥獣保護区	期 間 更 新	231		231	33年11月 1日から 43年10月31日まで		
計		4箇所		74, 639		74, 639			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域である。したがって、その区域の土地利用者等に土地利用上制限を課すこととなるため、この計画期間中に期間満了となる既設の特別保護地区を再指定するに当たっては、鳥獣の生息状況を調査し、土地所有者等の理解を得られるよう努めるものとする。

また、ラムサール条約に登録されている琵琶湖については、集団渡来地として生息環境を維持していく上で、必要な地域について、指定箇所の検討を進める。

イ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽(きん)類や大型獣類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。

3) 集団渡来地の保護区

現在は該当地がない。

渡来する鳥類の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。

なお、竹生島についてはカワウの生息数がある程度減少した時期において再指定を検討する。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類およびコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該当地がない。

共生条例に基づく希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づく生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該当地がない。

保護対象となる鳥獣の移動経路が今後確認され、指定の必要が生じた場合に、その中核的地区について指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発上、必要と認められる地域について指定する。

(2) 特別保護地区の指定計画

(第3表)

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所		8	箇所			1	2		3						0
	面積		591	変動面積	ha		95	158		253	ha					0
大規模生息地	箇所		1	箇所				1		1						0
	面積		233	変動面積	ha			233		233	ha					0
集団渡来地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0						0
	面積		366	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇所		4	箇所			1			1						0
	面積		203	変動面積	ha		100			100	ha					0
計	箇所		14	箇所			2	3		5						0
	面積		1,393	変動面積	ha		195	391		586	ha					0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E **箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)			
					0			1	2		3	0	8	
ha					0	ha		95	158		253	0	591	
					0				1		1	0	1	
ha					0	ha			233		233	0	233	
					0						0	0	0	
ha					0	ha					0	0	0	
					0						0	0	1	
ha					0	ha					0	0	366	
					0						0	0	0	
ha					0	ha					0	0	0	
					0						0	0	0	
ha					0	ha					0	0	0	
					0			1			1	0	4	
ha					0	ha		100			100	0	203	
					0			2	3		5	0	14	
ha					0	ha		195	391		586	0	1,393	

(3) 特別保護地区の指定計画

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成31年度	森林鳥獣生息地	希望が丘鳥獣保護区	期間更新	95	ha	95	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	湖南省三雲鳥獣保護区	期間更新	100		100	31年11月 1日から 41年10月31日まで		
計		2箇所		195		195			
平成32年度	森林鳥獣生息地	杓掛鳥獣保護区	期間更新	51		51	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区	期間更新	107		107	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
	大規模生息地	鈴鹿国定公園鳥獣保護区	期間更新	233		233	32年11月 1日から 42年10月31日まで		
計		3箇所		391		391			

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を考慮しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に次の事項に留意して指定する。

- ・指定期間は、3 か年以内とする。
- ・狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保する。
- ・農林関係者、住民等の理解を得る。

(2) 休猟区の指定計画

現在のところ該当地がない。

(3) 特例休猟区の指定計画

現在のところ該当地がない。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区内の自然条件を考慮して、その指定目的を達成するため、生息する鳥獣の種類および生息環境に適した営巣のための保護施設を設置するとともに、保護区域を明確にするために必要な標識類の設置、鳥獣保護管理員等による定期的な巡視、管理のための調査を行う等、鳥獣保護区の適正な管理に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

標識類については、必要に応じ、維持管理を行う。

イ 調査、巡視等の計画

(第5表)

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
鳥獣保護管理員等による巡視	箇所数	45箇所	45箇所	45箇所	45箇所	45箇所
	人数	59人	59人	59人	59人	59人
管理のための調査の実施		長浜市横山鳥獣保護区 新旭町菅沼鳥獣保護区 湖南省雨山鳥獣保護区 余呉町鳥獣保護区 伊吹山北部鳥獣保護区 伊香立鳥獣保護区 希望が丘鳥獣保護区 同特別保護地区 湖南省三雲鳥獣保護区 同特別保護地区 布引山鳥獣保護区 思い出の森鳥獣保護区 三上山鳥獣保護区 御池岳鳥獣保護区	沓掛鳥獣保護区 同特別保護地区 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区 同特別保護地区 鈴鹿国定公園鳥獣保護区 同特別保護地区 青土ダム鳥獣保護区 琵琶湖鳥獣保護区	浅井鳥獣保護区 新旭町鳥獣保護区 琵琶湖鳥獣保護区 綿向岳鳥獣保護区 鎌掛鳥獣保護区	大萩鳥獣保護区 小谷山西池鳥獣保護区 同特別保護地区 原鳥獣保護区 赤坂山鳥獣保護区 酒波鳥獣保護区 貫川内湖鳥獣保護区 浜分沼鳥獣保護区	滋賀県野鳥の森鳥獣保護区 信楽町鳥獣保護区 水口町城山鳥獣保護区 荒神山鳥獣保護区 伊吹山鳥獣保護区

第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

現在、希少鳥獣等の人工増殖については県内では実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

なお、人工増殖を計画するに際しては、地域個体群間の交雑を防ぐなど、遺伝的多様性の確保に留意する。

(2) 人工増殖計画

計画なし

2 放鳥獣等

(1) 方針

県は放鳥獣は行わない。

ただし、過去に実施した放鳥事業の効果を検証するための定着調査は実施する。

(2) 放鳥計画および種鳥の入手計画

県としての放鳥計画はなし。

(3) 放獣計画

生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、獣類の放獣は行わない。

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定にあたっての共通事項

捕獲許可にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に関する共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、または、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護または生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ウ 第二種特定鳥獣管理計画または特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれのある場合

エ 捕獲等または採取等に際し、住民の安全の確保または社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれのある場合

なお、法においては、個人または法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等または採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可にあたっての条件の考え方

捕獲等または採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類および数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等または採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮および適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法ならびに猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域における捕獲等を許可する場合には、猟具による事故を防止し住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。また、特定計画に基づく保護または管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用にあたっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシおよびニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) 箱わなを使用した方法での許可申請の場合

ツキノワグマの恒常的生息地（比良山地、野坂山地、伊吹山地）において、イノシシ等の捕獲用のおりを設置するに当たっては、原則、誤ってクマが入った場合逃げられる構造のもの（天井部に直径30cm以上の脱出口を設ける）を使用すること。

イ 標識の装着に関する考え方

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る許可の考え方

地域における生息数が少ないなど、保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかる捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥または希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可にあたっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用する、または捕獲個体の搬出を徹底する。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合、この限りでない。

ア 研究の目的および内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

1)主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2)鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3)主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4)研究により得られた成果が、学会または学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者またはこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類または数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類または数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1)法第12条第1項または第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2)殺傷または損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

ただし、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣するべきではないと認められる場合は、この限りではない。

キ 捕獲等または採取後の措置

1)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2)個体識別等の目的でタグまたは標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員または国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わなまたは手網。

カ 捕獲等または採取等後の措置

足輪を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が達成されるよう行われるものとする。

ア 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

ウ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国または地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

ア 許可対象者

- 1) 地方公共団体および地方公共団体から当該事務を受託した者。
- 2) 従事者は、原則として、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟免許または第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者であること。
- 3) 被害等の発生状況に応じて、共同または単独による捕獲等または採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。
- 4) ニホンザルの捕獲にあつては、専門家の助言を受けつつ地域実施計画を作成し、第二種特定鳥獣管理計画に定める要件を満たしていること。

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等または採取等の対象鳥獣以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃す危険性があるため、原則として大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等にあたっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないように努める。

カ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした許可基準一覧

滋賀県における第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした、許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表のとおりとする。

(第6表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	日数	1人当たり捕獲等 羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
知事	カワウ	一般的猟法	計画達成のため必要かつ適切な区域	通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がカワウ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと	地方公共団体および地方公共団体から当該事務を受託した者		
	ニホンジカ			通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと			
	イノシシ			通年	1年以内	制限なし 総捕獲数がイノシシ第二種特定鳥獣管理計画に照らし不都合がないこと			
	ニホンザル			通年	必要最小限	制限なし 総捕獲数は群れの50%に減少させることが可能。なお、全体捕獲対象の群れについては、群れ全体の捕獲が可能。		専門家の助言を受けつつ実施計画を作成し、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に定める要件を満たしていること。	

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準は以下の通りとする。なお、この許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（予察）についても許可する基準とする。

ア ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟または第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のaからdに掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

a 小型の箱わなもしくはつき網を用いてまたは手捕りにより、小型の鳥獣（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等）を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

①住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合であって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に、「6) 捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

②農業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6) 捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラスおよびドバト等の雛を捕獲等する場合または卵の採取等をする場合であって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6) 捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合であって、許可を受けた者が捕獲（錯誤捕獲を含む。）した際に「6) 捕獲後の処置について」で規定するとおり、処置が適切に実施可能と認められる場合

d 法人に対する許可であって、以下の4つの条件を全て満たす場合

①従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

②当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

③当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

④当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

2) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、またはそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、または、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等または採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。

3) 期間

原則として被害が生じている時期または被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる期間とする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

4) 区域

被害等の発生状況およびその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、鳥獣種ごとに必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区または休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の装弾は使用しないよう努める。

6) 捕獲後の処置について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第40条第1項および動物の殺処分に関する指針（平成7年総理府告示第40号）に照らして適切な処置が可能と認められる場合に限る。また、在来種を錯誤捕獲した場合は、個体を傷つけることなく速やかな放鳥獣を行うことを原則とする。

7) その他

a 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的または緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

b 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができない、または被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

c 被害がまれであるまたは従来への許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、または従来への許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣および指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

d 狩猟期間中およびその前後における取り扱い

狩猟期間中およびその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

e 感染症流行時の取り扱い

感染症流行時には捕獲行為が感染症等をまん延させることもあるため、感染症等の状況を勘案して、捕獲する鳥獣の種類、期間および区域を限定して許可しないことができる。

イ ツキノワグマの捕獲許可基準

ツキノワグマの捕獲許可については、人身、生活環境、植林木が被害または被害のおそれのある対象となる場合のみ、許可をする。

1) 許可対象者

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合、許可対象者は市町とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合、許可対象者は被害等を受けた者から依頼された法第9条第8項に規定する法人とする。なお、それぞれ許可にあたっては、従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

2) 鳥獣の種類・数

捕獲等の数は必要最小限度とする。

3) 期間

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合は、2週間以内とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は、原則として5月から7月のうち3か月以内とする。

4) 区域

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合は、被害が現に生じているあるいは生じるおそれがある集落（家屋、農地、生活道路を含む区域をいう。）内または当該集落から500m以内とする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は、対象林分内または同林分に最も近い区域とし、かつ以下のaからcの条件を全て満たしている区域とする。

a 被害が発生している見込まれる区域が0.1ha以上のまとまりのある、おおむね3齢級以上の人工林であること。

b 植林木の1割以上に、1年以内と思われるクマ剥ぎ被害が発生していること。

c テープ巻等の防除を試みたにもかかわらず被害を防止できない人工林、または実際に森林管理がされているにもかかわらず防除の実施が困難な人工林であること。

5) 方法

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合、原則ドラム缶式おりとする。ただし、緊急性の高い場合または止めさしの場合に限り銃器、麻酔銃の使用を認めるものとする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は箱わなとし、止めさしの場合に限り銃器の使用を認めるものとする。

6)捕獲後の処置について

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合は、原則移動放獣する。ただし、緊急性の高い場合、または一度放鳥獣した個体（錯誤捕獲による放獣個体および子グマを除く）が再捕獲された場合は殺処分を認めるものとする。

被害または被害のおそれのある対象が植林木の場合は、クマ剥ぎは、林業地というクマ本来の行動圏に含まれる地域で発生するため、学習放獣を行っても再発を防止することが困難であり、また、その効果を確認することが困難であることから、捕獲個体の殺処分を認める。ただし、捕獲個体が子グマの場合は、原則放獣する。

7)その他

ツキノワグマの捕獲については、滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画に掲げられている保護の目標・捕獲の方針に基づき計画的に行うものとする。

ウ 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。

予察捕獲を実施するにあたっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別および地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、生活環境被害、人身被害、事故および農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付けおよび鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域および時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的の計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(第7表)

鳥獣名	被害対象	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ニホンザル	農産物、林産物、生活環境	←											→	県内の山麓およびその近辺
ニホンジカ	農産物、果樹、森林植生	←											→	県内の山間部および山麓

イノシシ	農産物、林産物、生活環境	←												→	県内の山麓およびその近辺
ハシブトガラス ハシボソガラス	農産物、生活環境	←												→	県内の山麓、平地一帯
カワラバト (ドバト)	農産物、生活環境	←												→	県内の平地一帯
スズメ	農産物	←												→	県内の平地一帯
ツキノワグマ	人身、生活環境	←												→	東近江、湖東、湖北、湖西の 山間部およびその近辺
	植林木		←			→									
カワウ	水産物、生活環境	←												→	琵琶湖、県内の主要河川の採食地および竹生島、葛籠尾崎、伊崎半島等のコロニー・ねぐら周辺
ダイサギ コサギ アオサギ	農産物、水産物、生活環境	←								→					琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田
ムクドリ	農産物、生活環境	←												→	畑作地域、市街地

ヒヨドリ	農産物	←												→	畑作地域
カルガモ	農産物	←													平地の水田

※太線は、被害甚大時期

エ 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした許可基準一覧

滋賀県における鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした、許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表のとおりとする。

(第8表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害対象	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲等羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	ニホンザル	一般的猟法	被害防止のために必要最小限の区域	被害時期	原則1年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期	必要な数、年間で群れ個体数の10%以内	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、(2)ア1)の各要件に準じていること。		農産物、林産物、生活環境	管理の目的での捕獲は、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。
	ニホンジカ	一般的猟法				必要な数			農産物、果樹、森林植生	管理の目的での捕獲は、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。

市町長	イノシシ	一般的猟法				必要な数			農産物、 林産物、 生活環境	管理の目的での捕獲は、滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。
	アライグマ ハクビシン	一般的猟法		通年		制限なし			農産物、 生活環境	許可権者は市町によっては知事の場合もある。
	ハシブトガラス、ハシボソガラス	一般的猟法		被害時期		必要な数			農産物、 生活環境	
	カワラバト（ドバト）	一般的猟法				必要な数			農産物、 生活環境	
	スズメ	一般的猟法				必要な数			農産物	
知事	ツキノワグマ	原則ドラム缶式おり、緊急性の高い場合・止めさしの場合に限り銃器、麻酔銃	集落内または集落から500m以内（「集落」とは、家屋、農地、生活道路を含む区域をいう）	クマが集落内で目撃された場合、または一週間程度内に複数回、同一の集落から500m以内において目撃された場合	2週間以内	必要最小限度	市町	原則移動放獣 ただし、緊急性の高い場合、または一度放獣した個体（錯誤捕獲による放獣個体および子グマを除く）が再捕獲された場合を除く	人身、 生活環境	捕獲は滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画に掲げられている保護の目標・捕獲の方針に基づき計画的に行うものとする。
		箱わな、止めさしの場合に限り銃器	被害防止対象林分内または同林分に最も近い場所	原則として5～7月	原則3か月以内	必要最小限度		被害等を受けた者から依頼された法第9条第8項に規定する法人	被害甚大区域に限る	

知事	カワウ	一般的猟法	被害防止のために必要最小限の区域	被害時期	原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期	必要な数	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、(2)アの各要件に準じていること。		水産物、生活環境	管理の目的での捕獲は、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲を原則とする。
	ダイサギ、コサギ、アオサギ								農産物、水産物、生活環境	
	ムクドリ								農産物、生活環境	
	ヒヨドリ								農産物	
	カルガモ								農産物	
	アライグマ・ハクビシン以外の外来獣	一般的猟法	通年	制限なし		農産物、生活環境				
	ハシブトガラス、ハシボソガラスおよびカワラバト(ドバト)の卵	一般的猟法	被害時期	必要な数	卵の採取等を行わなければならない被害を防止する目的が達成できない場合に限る。	農作物、生活環境				
	上記以外の鳥獣および鳥類の卵（環境大臣の権限に係るものを除く）	一般的猟法			必要な数	鳥類の卵の場合は同上。				

2－4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類および数（羽、頭、個）。

ウ 期間

6 か月以内。

エ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者（県内に住所を有する者に限る。）またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6 か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わなまたは手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

ア 許可対象者

鵜飼漁業者またはこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

ウミウまたはカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者またはこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲または採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等または採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等または採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物または採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマおよびカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有および活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣または生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等または採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図る。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、県はツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

3-2 許可権限の市町長への委譲

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）または鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づいて、滋賀県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養を防止するため以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のアおよびイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲または捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地および販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

3－5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類および量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所および衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(2) 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内および墓地）

(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地およびその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(4) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第9表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域（A）		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（B）	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計（C）
銃猟に伴う危険を予防する ための区域	箇所	127	箇所	11	7	12	16	9	59	0	0	0	0	0	0
	面積	21,510 ^{ha}	変動 面積	2,479 ^{ha}	1,174	5,084	2,112	1,983	12,832	0	0	0	0	0	0
わな猟に伴う危険を予防する ための区域	箇所	1	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	10 ^{ha}	変動 面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減（減：△） *1	計画終了時の特定猟具使用禁止区域*2
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	21,510
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10

*1 箇所数については、(B)－(E)。面積については、(B)＋(C)－(D)－(E)。

*2 箇所数については、(A)＋(B)－(E)。面積については、(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)。

(5) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定 所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (銃器)	指定面積(ha)	指定期間(年)	備考
平成29年度	竜王町	竜王町南西部	945	10	再指定
	東近江市	八日市布引	176	10	再指定
	大津市	南郷	200	10	再指定
	彦根市	彦根市八坂	564	10	再指定
	東近江市	クレフィール湖東	31	10	再指定
	大津市	近江舞子	46	10	再指定
	大津市	南浜今宿	54	10	再指定
	彦根市	彦根市鳥居本	124	10	再指定
	長浜市	余呉町柳ヶ瀬	213	10	再指定
	甲良町	甲良町大字池寺・長寺	124	5	再指定
	甲良町	甲良町大字池寺字横枕	2	5	再指定
計			2,479		

平成30年度	野洲市	野洲市野洲川	35	2	再指定
	野洲市	野洲市近江富士団地	245	10	再指定
	近江八幡市・竜王町	近江八幡市新巻町・竜王町川守・岩井	129	10	再指定
	近江八幡市	白鳥川日吉野	9	10	再指定
	近江八幡市・竜王町	東近江市長峰地区	365	10	再指定
	野洲市	野洲川中洲	60	10	再指定
	竜王町	竜王町山之上	331	7	再指定
計			1,174		
銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定 所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (銃器)	指定面積	指定期間	備考
平成31年度	竜王町	竜王町北西部	559	10	再指定
	米原市	奥伊吹	392	10	再指定
	東近江市	河辺いきものの森	16	10	再指定
	甲賀市	上朝宮	164	10	再指定
	甲賀市	紫香楽ハイランド	380	10	再指定
	甲賀市	土山南部	1,242	10	再指定
	長浜市	ウッディパル余呉	25	10	再指定
	竜王町	山之上新池	5	10	再指定
	野洲市	希望が丘	106	10	再指定
	近江八幡市・野洲市	日野川野村	26	10	再指定
	湖南市	湖南市中央	2,100	5	再指定
	愛荘町	愛荘町愛知川	69	5	再指定
計			5,084		
平成32年度	東近江市	布施溜池	32	5	再指定
	高島市	田中平町	7	10	再指定
	東近江市	永源寺	121	10	再指定
	日野町	日野町	1,082	10	再指定
	高島市	くつきの森	156	10	再指定

	近江八幡市	日野川内古川	18	10	再指定
	近江八幡市	近江八幡市津田	23	10	再指定
	東近江市	愛郷の森	165	10	再指定
	甲賀市	甲賀町大原上田	270	10	再指定
	甲賀市	甲賀町余野	71	10	再指定
	栗東市	栗東市野洲川	70	10	再指定
	栗東市	上鈎池	8	10	再指定
	長浜市	虎姫駅西地域	41	10	再指定
	米原市	米原市上野・弥高	33	10	再指定
	近江八幡市	白鳥川土田	10	10	再指定
	長浜市	長浜市細江町	5	10	再指定
	計		2,112		
平成33年度	長浜市	長浜市国友町	18	10	再指定
	高島市	高島市勝野	25	10	再指定
	彦根市	彦根市松原	165	10	再指定
	大津市	大津瀬田南部	203	10	再指定
	日野町	鎌掛・正法寺山	5	10	再指定
	大津市	大津市北比良	30	10	再指定
	甲賀市	甲賀高野	139	10	再指定
	彦根市・豊郷町・愛荘町	宇曽川	190	10	再指定
	日野町	日野町北山	1,208	10	再指定
計			1,983		
合計			12,832		

2 特定猟具使用制限区域

現在のところ該当地がない。

3 猟区

本県の猟区は日野町により管理運営されており、その面積は1,023ha である。入猟者の実績（平成27年度）は年間70人であり、捕獲鳥獣数は年間10頭程度である。当計画期間においては、新規設定の予定はなく期間満了となる1地区（日野町）について再設定される予定であり、適正な管理運営が図られるよう指導していく。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、もしくは水鳥または希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関および土地所有者または占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、または指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類および数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的

第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2 対象鳥獣の単位

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少または生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持および保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、またはその生息数の水準およびその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加または生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

なお、第二種特定計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

第二種特定計画においては、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の関係者の合意の上に保護または管理の目標を設定し、これに基づき個体群管理・生息環境の整備・被害防除対策等を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護または管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護と鳥獣の効果的な被害対策の両立を図り、人と鳥獣との共生し得る社会の構築に資するものとする。

3 関係都道府県との連携に関する考え方

特定計画の対象とする地域個体群が、本県の県境を越えて分布する場合は、特定計画の策定および実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して保護または管理を進めることのできるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

4 計画策定年度等

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

(第11表)

対象鳥獣の種類	計画策定の目的	計画策定年度 (予定)	計画の期間 (予定)	対象区域	備考
ツキノワグマ	全国的に個体数が減少している中、林業被害および人身被害が生じているため、地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について調査し、適正な生息数の維持、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	平成30年度	平成30年4月 ～平成35年3月	県下全域	

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

(第12表)

対象鳥獣の種類	計画策定の目的	計画策定年度 (予定)	計画の期間 (予定)	対象区域	備考
ニホンジカ	農林業被害の増加・森林生態系の衰退に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	平成28年度	平成29年4月 ～平成34年3月	県下全域	
ニホンザル	農業被害および生活環境被害の増加に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	平成30年度	平成31年4月 ～平成36年3月	県下全域	
カワウ	水産物および生息地での森林植生の被害増加に対し、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	平成29年度	平成30年4月 ～平成35年3月	県下全域	

イノシシ	農業被害の増加に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	平成28年度	平成29年4月 ～平成34年3月	県下全域	
------	--	--------	---------------------	------	--

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、あらかじめ当該特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法および実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

6 実施計画の作成に関する考え方

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、特定計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は市町とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。保護および管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(第13表)

調査名	対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥類生息環境調査	鳥類64種 獣類5種	平成29年度 ～平成33年度	・ルートセンサス(調査地域内に設定した調査ルート を歩きながら対象鳥獣の姿・鳴き声等を記録する調査) による調査	鳥獣保護区更新 等予定箇所	5月～翌年3月
第二種特定鳥獣管理計画モニタリング調査	ニホンザル	平成29年度 ～平成33年度	・個体数および行動域調査	県内全域	5月～翌年3月
第二種特定鳥獣管理計画モニタリング調査	ニホンジカ	平成29年度 ～平成33年度	・生息密度調査 ・捕獲個体調査	県内全域	10月～翌年3月
第一種特定鳥獣保護計画モニタリング調査	ツキノワグマ	平成29年度 ～平成33年度	・生息密度調査	湖北地域および 湖西地域	5月～翌年3月
カワウ総合調査	カワウ	平成29年度 ～平成33年度	・営巣地での生息数についての定点調査 ・主要河川・湖岸等での飛来数についての定点調査等 ・カワウの行動域についての標識調査 ・営巣地での植生被害についての現地調査		3月～12月

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

琵琶湖および県内湖沼におけるガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、種別の生息数を調査する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第14表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	調査時期
県内湖沼	平成29年度～平成33年度	定点調査	1月中旬
琵琶湖	平成29年度～平成33年度	定点調査	10月～翌年3月

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況および生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(第15表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
イノシシ	平成29年度 ～平成33年度	狩猟者からの捕獲状況報告の収集、現地調査	狩猟者団体の協力を得て実施

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定および管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査にあたっては、その内容を検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲および指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別および目撃数等から収集すべき基本的な項目を定める。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数および目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

(3) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。

3 新たな技術の研究開発等

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発、および、錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発およびそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業または生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の食肉への活用をはじめとする有効活用や効率的な処分に關する取り組みを進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 基本的な考え方

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

(2) 設置計画

(第16表)

区分	現況			備考
	専任	兼任	計	
本庁（琵琶湖環境部） 自然環境保全課生物多様性戦略推進室	0	5	5	・企画、予算・決算等の総括 ・各種計画および調査の立案 ・県外者の狩猟者登録
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	
出先（地方行政機関）（以下「森林整備事務所等」という）				・所轄管内の指導監督 ・県内者の狩猟者登録 ・法第9条第1項の捕獲等許可 ・傷病鳥獣の救護
西部・南部森林整備事務所		1	1	
西部・南部森林整備事務所高島支所		1	1	
甲賀森林整備事務所		1	1	
中部森林整備事務所		2	2	
湖北森林整備事務所		1	1	
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	
	0	11	11	

(3) 研修計画

(第17表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	国	5月	1		1	環境省主催の研修への参加	対象は県本庁職員
鳥獣保護制度研修	県	4・10月	2	全県	6	鳥獣保護の現状対策の研修	対象は森林整備事務所等職員

2 鳥獣保護管理員

(1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

また、共生条例に基づく希少野生動植物種調査監視指導員や被害防除推進員の行う活動と連携し、事務の効率的な運用に努めるものとする。

(2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護および管理または狩猟制度についての知識、技術および経験を有し、鳥獣の保護および管理への熱意を有する者の中から任命する。

(3) 鳥獣保護管理員の総数について

県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。

(4) 設置計画

(第18表)

基準設置数 (A)	平成33年度末		年度計画					
	人員(B)	充足率(B/A)	29年度	30年度	31年度	32年度	計画終了時(C)	充足率(C/A)
59 人	59 人	100 %	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人	100 %

(5) 年間活動計画

(第19表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区、休猟区の巡視等	←											→	必要に応じ実施
狩猟者等の指導	←											→	
狩猟の取締り							←					→	
鳥獣保護および管理についての普及啓発	←											→	
鳥獣の調査に関する事項													

有害鳥獣捕獲等に係る調査													必要に応じ実施
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

(6) 研修計画

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県	4・10	2	ブロック別 または全県		鳥獣保護法と適正な狩猟についての研修	

3 保護および管理の担い手の育成および配置

鳥獣の保護および管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護および管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保および育成が図られるよう研修等に努める。

(1) 人材の育成および配置

ア 都道府県職員の育成および配置

鳥獣の保護および管理に関する部局に配置された県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施および事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する。

イ 鳥獣保護管理員の育成および配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認および研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町職員の育成

県は、鳥獣の保護および管理に関する部局に配置された市町職員が、法および鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施および事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護および管理の担い手の育成

県および市町は、民間の保護および管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識および技術の向上を図る。

(2) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
市町鳥獣行政担当者研修	県	5・11月	2	全 県	19	野生鳥獣対策に係る研修	対 象 は 市 町 職 員

(3) 狩猟者の数の確保

都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護および管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究および普及啓発に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め科学的・計画的な鳥獣保護管理の総合的な拠点として「鳥獣保護管理センター」のあり方について検討する。

5 取締り

(1) 基本的な考え方

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して取締りを行う。特に狩猟にかかる違反行為については、迅速かつ適切に対処するため、県警察本部および警察署等と事前に事例を想定した協議を行い、適切な処分手順についての要領を整備する。

なお、取締りに際しての情報収集については、日頃から市町や鳥獣保護管理員、民間団体等と連携を密にして積極的な収集に努める。

また、鳥獣保護管理員による巡回パトロールを実施し、特に狩猟期間中においては、その取締りを強化する。

(2) 年間計画

(第22表)

事項	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
違法捕獲・違法飼養の取締	←											→	
違法な猟具の使用の取締	←											→	
捕獲禁止場所での捕獲の取締	←											→	
無免許・無登録狩猟の取締								←				→	

鳥獣加工業者の指導	←											→	
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

6
必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

滋賀県は、世界屈指の古代湖である琵琶湖を有し、その周囲に鈴鹿、伊吹、比良、比叡といった山々に取り囲まれた、豊かな自然を有している。ここに住む野生鳥獣は数多く、その多様性も豊かな、生物の宝庫となっている。野生鳥獣は、自然界の中で生と死を繰り返し、種を多様化させ、また今まで種をつないできた。しかし、人間活動や気候変動などが原因となり、その個体数に大きな影響を及ぼしている種も多く見られる。

平成28年3月に発行した「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2015年版～」によると、滋賀県内で150種の鳥獣種が絶滅の危機に瀕しており、種レベルでの保護が求められている。本県では、平成18年3月に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、希少野生動植物種の指定、希少野生動植物種の生息・生育地保護区の指定等を行い、希少鳥獣種の保護に努めてきた。

また、一部の野生鳥獣種はその個体数を増加させ、農林水産業被害や生活環境、生態系へ深刻な被害を及ぼし、人との間にあつれきを生じさせている。

特に、被害が甚大なニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウについては、個別に個体数を管理する第二種特定鳥獣管理計画を策定し、今なお続く問題の解決に全力を尽くしているところである。

こうした中、鳥獣の保護および管理に重要な役割を果たし、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、昭和50年代前半から狩猟免許所持者の減少が続いており、特に第1種銃猟の免許所持者数が減少している中、近年では、わな猟の免許取得者数が増加傾向にある。しかし、免許をとったものの出猟しないペーパーホルダーや狩猟免許の有効期間である3年が経過した後に、更新を行わない免許所持者も多く見られることから、狩猟免許の更新率を向上させ、潜在的な狩猟者を出猟に結び付けていくことが、新規の担い手確保とあわせて重要となっている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間または猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

野生鳥獣は法令上は誰のものでもない無主物であり、様々な恵みをもたらしてくれる県民の資産でもある。

野生の傷病鳥獣の救護は「野生鳥獣と人との付き合い方」が基となって実施されるものであることから、救護する際にはその付き合い方を踏まえ、慎重に実施する必要がある。野生鳥獣種はあくまで野生のものであり、愛玩動物とは異なることを認識しなければならない。

本県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方は、「自然の営みを尊重しつつ、個体数の減りすぎた種、増えすぎた種については保護管理という観点から個体に対して必要な対応を行う」という考え方であり、この考え方に基づき放野を目標として野生傷病鳥獣の救護を行う。

(2) 対象鳥獣種等の考え方

「(1) 基本的な考え方」に基づき、以下の鳥獣については原則として救護の対象外とし、県民への普及啓発に努める。

- 1) 個体レベルでの保全が必要な種以外のもの
- 2) 外来鳥獣
- 3) ヒナおよび出生直後の幼獣
- 4) 治療、リハビリテーションまたは放野が著しく困難な鳥獣

傷病救護は、「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2015年版～」に記載されている絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種のような個体レベルでの保全が必要な種については、放野した後も自活できることを目標として救護を実施する。

一方で、狩猟鳥獣や第二種特定鳥獣管理計画で対象とされている種、外来鳥獣については、農林水産業被害や生活環境被害、生態系への被害等を勘案し、傷病救護は実施しない。

ヒナおよび出産直後の幼獣については、人間が接触・介入することで、結果的に親の子育てを阻害したり、ヒナや幼獣が自活していく機会を損失させること、生態系の営みに影響を与えうることもあることから傷病救護の対象としない。

また、傷病鳥獣救護は放野を目標として行うものであることから、放野が見込めない個体についても傷病救護を実施しない。

(3) 傷病鳥獣救護の体制について

野生鳥獣は、法令上は無主物であるが、県民の資産でもあるという認識から、県の基本的な考え方に基づき、通報者、関係機関等と連携をとりながら個体の救護を行う。

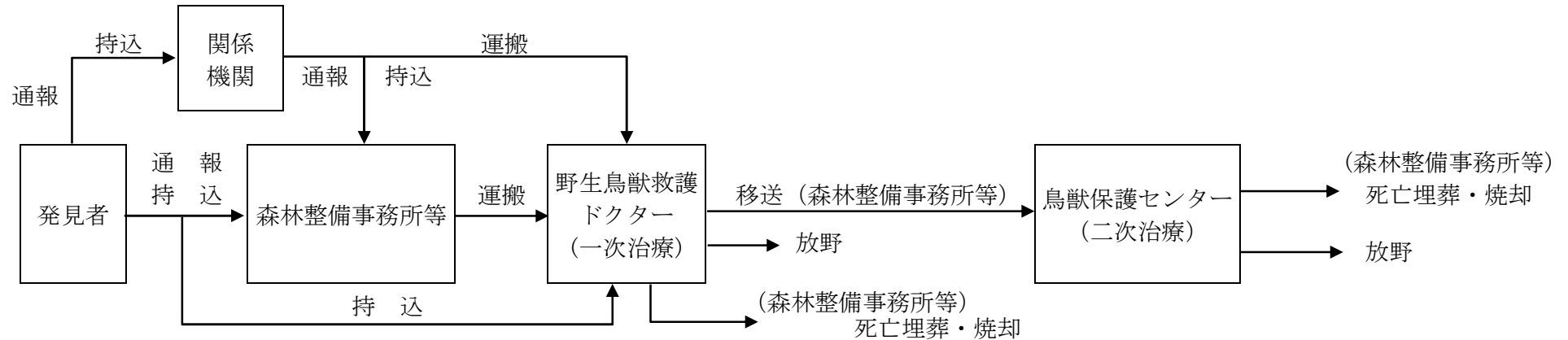
救護にあたっては、時間的な制約が生じるなど、様々な状況が考えられることから、県の他、通報者および通報者から依頼を受けた市町等の関係機関が、県の指定する野生鳥獣救護ドクターへ運び入れることも可能とする。

県における傷病鳥獣救護は、昭和54年度に滋賀県野生動物ドクター設置要綱を定めて「野生動物ドクター制度」が発足したところから始まり、平成17年度には「滋賀県傷病野生鳥獣救護事業実施要綱」で定め、(公社)滋賀県獣医師会の協力のもと、野生鳥獣救護ドクターを指定してきた。引き続き、現在の体制を継続するものとする。

なお、傷病鳥獣救護に際しては、法に基づく鳥獣の捕獲許可が必要となることから、県の関係機関に連絡をした後、救護を実施する。

また、傷病鳥獣の放野のための2次治療およびリハビリテーションの施設のあり方について検討していく。

○傷病鳥獣救護体制（フローチャート）



(4) 鳥インフルエンザ流行時の傷病鳥獣救護について

これまでの傷病鳥獣救護を受けた個体の多くが鳥類であることに鑑み、鳥インフルエンザが流行し、環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ」に基づく対応レベルがレベル2でかつ国内発生している場合、またはレベル3の場合は、捕獲個体を移動させることによる高病原性鳥インフルエンザ拡大のリスク、受入先でのまん延のリスク等を懸念し、傷病鳥獣救護を実施しない。なお、対応レベルが変更された場合は、関係機関に通知することとし、県民への周知に努める。

4 感染症対策

高病原性鳥インフルエンザは、東南アジアからヨーロッパやアフリカ大陸、北米大陸まで発生が拡大し、我が国でも家禽(きん)類への感染・被害が発生した。また、海外では人への感染事例も増加していることから、新型インフルエンザの出現に備えることも必要である。このような状況の中、本県においては、平常時・発生時の体制として、平成21年4月1日に「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策会議」(平成28年4月改正)を設置し、各部局の連携を緊密にした危機管理の体制を整備している。特に野鳥については、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス(調査)マニュアル」に基づき引き続き対応を行う。

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離および検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染のある場合には、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

なお、救護に関わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者等に対し衛生管理等に関する研修を行う。野生鳥獣の定期的なモニタリングが感染症対策に有効となることを勘案しながら、その機能をもつ体制の整備を検討する。

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通または家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国および都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは人獣共通感染症であり、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、県および市町が連携して感染拡大防止のための対応にあたる必要がある。県では「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス（調査）マニュアル」等に基づき糞便調査および死亡野鳥等調査によってウイルス保有状況調査等を実施し、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

県内もしくは近隣府県に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、マニュアルに基づき対応することとする。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

(2) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死または傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

連絡体制についても、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス（調査）マニュアル」に基づくものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護および管理についての普及等

ア 基本的な考え方

鳥獣の保護および管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護および管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

イ 事業の年間計画

（第23表）

事業内容	実 施 時 期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
図書、ビデオ貸付	←											→	
講演会・観察会の開催			←									→	
愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰				←			→						
全国保護実績発表大会参加募集・推薦				←		→							
愛鳥週間啓発、ポスター掲示		↔											

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第24表)

区 分/年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
愛鳥週間行啓発	ポスター募集、掲示 場所：森林整備事務所等	同左	同左	同左	同左
その他	市町等の探鳥会開催等 場所：各市町	同左	同左	同左	同左

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

イ 観光事業者または観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大または伝播につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

エ 年間計画

(第25表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
注意喚起	←										→		ポスター掲示	一般県民
指導啓発	←										→		広報誌への掲載	

(3) 野鳥の森等の整備

(第26表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の規模	施設の内容	利用の方針	利用人員
長浜市立 湖北野鳥センター	平成元年度	長浜市湖北町 今西	280 m ²	鉄骨2階建 1棟 水鳥公園 約 7ha	観察室、学習室、 事務室、その他	県の水鳥公園整備事業の一環として琵琶湖の水鳥の生態観察の場として町が建設したもの	年間 23,613人 (H27実績)
高島市新旭 水鳥観察センター	平成3年度	高島市新旭町 饗庭	310 m ²	鉄骨平屋建 1棟 水鳥公園 約 2ha	観察展示室 事務室	同上	年間 8,581人 (H27実績)

(4) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥思想の高揚および自然保護の重要性を体験学習するため、県立施設等の主催する教育の場への積極的な参加ができ、また学習活動ができる「愛鳥モデル校」を、市町および県教育委員会の協力を得て、毎年指定する。

イ 指定期間

5年間（平成34年3月31日まで）とする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

滋賀県野鳥の会や鳥獣保護管理員等の協力を得て、愛鳥講演会や巣箱等の設置方法の講習を行うとともに、県立施設等からの鳥獣保護に係る図書やビデオ等の貸付を行う。

エ 指定計画

(第27表)

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度		
	既設	新設	計	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設
小学校		11	11	11	11		11	11		11	11		11	11	
中学校		3	3	3	3		3	3		3	3		3	3	
その他の学校等															

(5) 法令の普及の徹底

ア 基本的な考え方

本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

イ 年間計画

(第28表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護管理法について		↔					↔						市町担当 説明会	市町鳥獣対策 担当者
狩猟者マナー の向上					↔								県猟友会 の講習会 パンフレット	県内狩猟免許 所有者 関係機関等
標識の設置							↔						既存の標識 の現地確認	—